破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒270番地１　サンフィールド篠栗Ⅱ―202号
債務者　本田　克彦
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９６３号
福岡県福津市中央１丁目17番17号　コスモハイツⅡ―202号
債務者　島崎　裕一
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９６５号
福岡県古賀市今の庄１丁目24番36号
債務者　渋田　　聡
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７６号
福岡市南区横手２丁目３番27号
債務者　江藤　裕司
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７７号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―408号
債務者　山下　真依
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９７８号
福岡市東区馬出４丁目１番25―319号
債務者　大島　俊雄
１　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８２号
福岡市東区八田２丁目17番16号
債務者　佐藤　麻由
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００５号
福岡市西区小戸４丁目17番36―401号
債務者　北村　　望
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９７号
北九州市若松区今光２丁目８番16―201号
債務者　桂　　佳江
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６５号
沖縄県中頭郡西原町字我謝777番地の１　（クレシアえにし305号）
債務者　梅村亜由美
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０７号
沖縄県豊見城市字上田23番地１　県営上田団地１―905
債務者　喜納　省子
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７１号
北海道室蘭市みゆき町１丁目５番５号、前住所北海道室蘭市輪西町２丁目27番６号
債務者　竹内　里美
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目３番25―103号
債務者　中沢明日美
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
宮城県黒川郡大和町吉岡字道下40番地の１　ＶＩＶＡＣＥ雷神Ａ棟202
債務者　佐藤　宏樹
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
宮城県塩竈市桜ケ丘１番16号
債務者　佐藤　仁美（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市石脇字田尻３番地146
債務者　小松　秀幸
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第５４号
福島県会津若松市城西町１番75号　県営住宅６棟18号、前住所福島県会津若松市千石町７番８号
債務者　酒井なおこ
１　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係